

II 援護關係

(重点事項)

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始について

1. 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表すため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年には、弔慰の意を表す機会を増やすため、従来10年償還の国債を支給していたものを、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとし、新たな基準日を平成27年4月1日及び令和2年4月1日とする法改正を行った。

2. 令和2年4月1日を基準日とする請求の受付

令和2年4月1日を基準日とする次回の特別弔慰金は、令和2年4月1日から受付が開始されることとなる（請求期間は令和2年4月1日～令和5年3月31日の3年間）。

受付開始に当たっての具体的な事務処理方法等は、令和元年12月11日に実施した各都道府県向け施行事務説明会においてお示ししたところであり、必要な請求書類についても、本年2月中の送付を予定しているので、各都道府県におかれても、受付開始に向けた準備を進めていただくようお願いする。

3. 請求手続の簡素化及び制度の周知について

次回の特別弔慰金については、ご遺族の高齢化に鑑み、「特別弔慰金請求同意書」及び「請求同意書を提出することができない旨の申立書」の廃止等、請求手続の簡素化を行ったところである。

この変更点を含め、制度を広く周知するためのポスター及びリーフレットを本年3月中旬に送付する予定としているので、各都道府県におかれでは、これらを積極的に活用するとともに、広報誌に掲載する等、制度の周知に努めていただきたい。また、ご遺族から、対象となる遺族の範囲、支給順位及び請求期間等について相談があった場合には、リーフレット等も活用し、丁寧に説明していただくようお願いする。

2 遺骨収集等慰霊事業について

1. 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された事例について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったことについては、厚生労働省として真摯に反省するとともに、「遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」からの意見等を踏まえて、遺骨鑑定の体制強化をはじめ、遺骨収集の方法等について抜本的な改善を図ることとしている。

2. 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）により平成28年度から令和6年度までの9年間が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査をする埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に行うこととしている。

さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」による「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定し、現時点では情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施することとしている。

なお、遺骨収集の実施にあたっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

令和2年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14 地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方 計 3 地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれでは、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

3. 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、令和2年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④トラック諸島、⑤インドネシア、⑥ミャンマー、⑦中国、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2～3回、延べ200～300人の実施体制を組んでおり、令和2年度も継続して実施する。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象として各地方・州ごとに実施しており、令和2年度は、抑留地域である4地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州・ブリヤート共和国、④カザフスタン）で実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集等

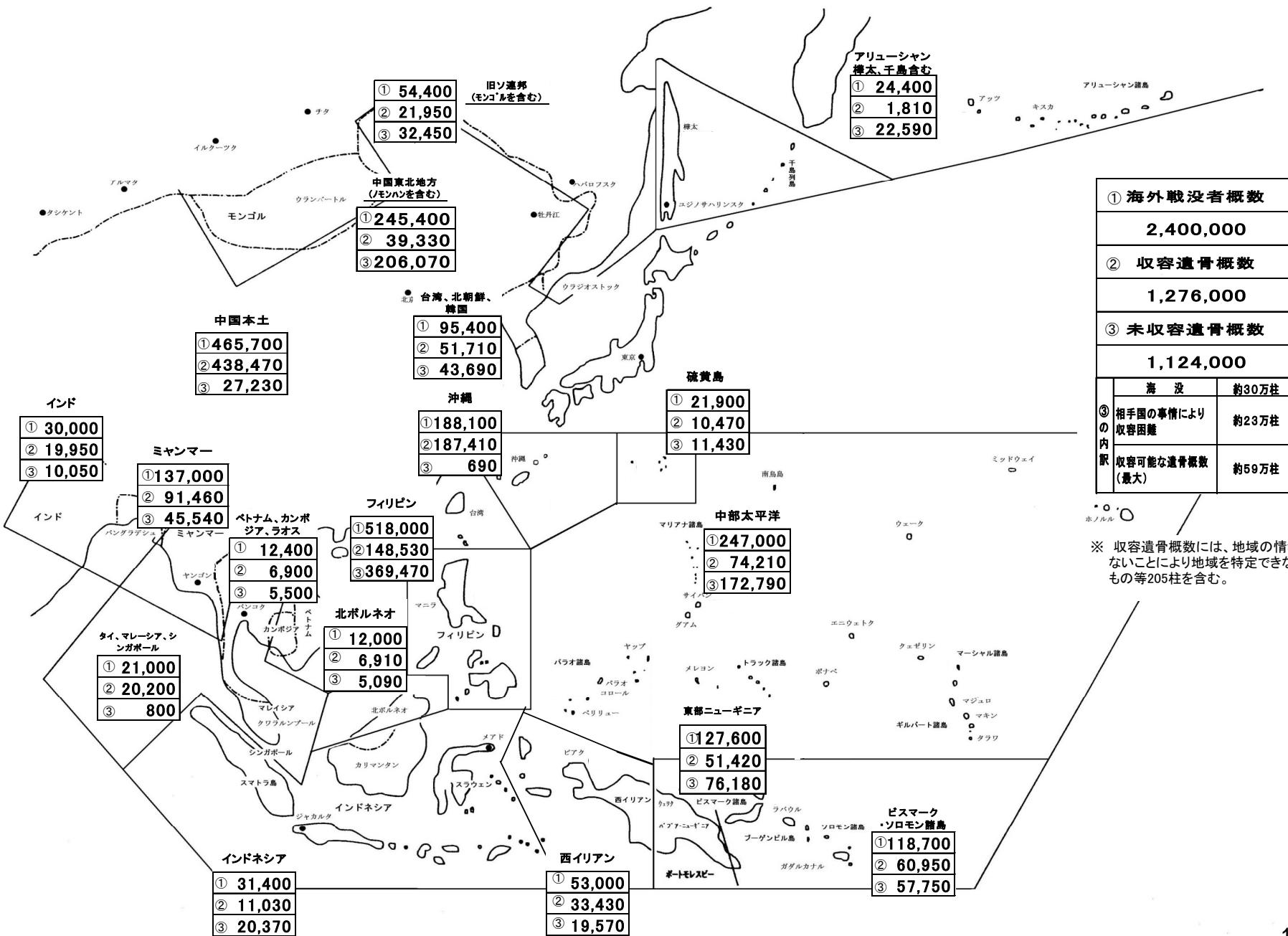
厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう

各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしており、1月中を目途にお知らせする予定である。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

なお、近年、旅行中に体調を崩し、緊急帰国や滞在延長を余儀なくされるケースが見受けられることから、参加遺族の推薦に際しては、ご遺族の健康状態にもご留意いただけようお願いしたい。

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和元年11月末現在)



3 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1. 身元特定のためのDNA鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から令和元年11月末までに、関係遺族約14,800人にお知らせを送付し、約3,900人から申請があった。鑑定の結果、1,161柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

令和元年度に収容した遺骨については、推定される関係遺族に鑑定のお知らせを順次送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域について遺族への呼びかけとDNA鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を公募し、部隊記録のみならず、申請された死亡場所等の情報に基づき、DNA鑑定を実施することとして、平成29年7月から受付を開始した。

申請のあった遺族については、ある程度戦没者のつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施し、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知（令和元年11までに遺族464人の申請があり、検体が提供された遺族332件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至っていない）。

南方等戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバード諸島タラワ環礁（※）においても、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者のDNA鑑定を、来年度公募により試行的に実施することとした。今後、公募による遺族への呼びかけについて各都道府県に広報等による周知について協力をお願いする予定である。なお、他の地域については、これらの実施結果を踏まえ、今後、検討することとしている。

(2) DNA鑑定の対象となる検体の採取部位の拡大

これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施し、関連情報と併せて遺族を特定してきた。しかしながら、遺骨収集において歯を採取できるケースが限られていることや、諸外国の鑑定の実施状況等から、「DNA鑑定の対象を四肢骨に拡大すべき」との意見が寄せられたため、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年度4月から遺族を特定するためのDNA鑑定人会議鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。さらに、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、令和元年8月から頭蓋骨（側頭骨）の錐体部も検体の対象とすることとした。

2. 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

令和元年11月末現在

No.	都道府県	鑑定結果数	内訳			鑑定待者数	備考
			判明者数	否定数	判定不能数		
1	北海道	319	57	247	15	9	
2	青森県	52	25	27	0	6	
3	岩手県	70	29	41	0	4	
4	宮城県	44	20	24	0	4	
5	秋田県	32	11	21	0	3	
6	山形県	55	15	39	1	7	
7	福島県	59	22	36	1	7	
8	茨城県	63	27	36	0	8	
9	栃木県	38	16	22	0	6	
10	群馬県	36	17	18	1	4	
11	埼玉県	126	53	72	1	13	
12	千葉県	136	52	83	1	19	
13	東京都	227	87	137	3	18	
14	神奈川県	149	44	104	1	13	
15	新潟県	61	18	41	2	6	
16	富山県	33	14	19	0	1	
17	石川県	28	12	16	0	2	
18	福井県	22	6	13	3	1	
19	山梨県	29	13	16	0	4	
20	長野県	69	28	41	0	5	
21	岐阜県	54	17	37	0	1	
22	静岡県	75	37	36	2	8	
23	愛知県	94	42	50	2	8	
24	三重県	38	14	21	3	1	
25	滋賀県	24	7	16	1	1	
26	京都府	51	12	38	1	3	
27	大阪府	117	51	60	6	10	
28	兵庫県	85	36	47	2	1	
29	奈良県	40	17	22	1	3	
30	和歌山県	33	19	14	0	3	
31	鳥取県	16	6	9	1	0	
32	島根県	44	18	26	0	3	
33	岡山県	55	20	35	0	2	
34	広島県	143	70	72	1	5	
35	山口県	51	32	18	1	2	
36	徳島県	17	6	11	0	1	
37	香川県	19	5	12	2	5	
38	愛媛県	56	20	36	0	4	
39	高知県	44	16	28	0	3	
40	福岡県	106	52	54	0	8	
41	佐賀県	27	5	22	0	5	
42	長崎県	29	11	18	0	7	
43	熊本県	39	22	17	0	6	
44	大分県	36	10	26	0	6	
45	宮崎県	30	20	10	0	2	
46	鹿児島県	54	25	29	0	13	
47	沖縄県	191	4	183	4	19	
99	日本国外	1	1	0	0	0	
	計	3,217	1,161	2,000	56	270	

注1:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

注2:鑑定待者数は、申請があり検体提供があった者

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

No.	都道府県名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
1	北海道	3	3	1	4		11
2	青森			1			1
3	岩手				3	1	4
4	宮城	1	2				3
5	秋田	2			1		3
6	山形	1					1
7	福島		2			1	3
8	茨城	4			2	1	7
9	栃木	1		1			2
10	群馬	1	1				2
11	埼玉	2		5	1		8
12	千葉		2		3	1	6
13	東京	3	7		4	1	15
14	神奈川	1	3	2	5	1	12
15	新潟	2	1		1	1	5
16	富山	1		2			3
17	石川	1	1		1	1	4
18	福井	1					1
19	山梨				1		1
20	長野	2	3		1		6
21	岐阜		1	1			2
22	静岡				4	1	5
23	愛知	2	1	1	2		6
24	三重					1	1
25	滋賀		1				1
26	京都		1				1
27	大阪		2		1	1	4
28	兵庫	2			2	1	5
29	奈良				1		1
30	和歌山		1				1
31	鳥取		1				1
32	島根						0
33	岡山	1	1		1		3
34	広島	2	2		3		7
35	山口				1	1	2
36	徳島						0
37	香川	1					1
38	愛媛	1					1
39	高知	1	2	1	1		5
40	福岡	3		2	1	2	8
41	佐賀						0
42	長崎				1		1
43	熊本	1	1		2		4
44	大分		2		2		4
45	宮崎			2	1		3
46	鹿児島	1					1
47	沖縄			1			1
99	日本国外						0
計		41	41	20	50	15	167

注1:年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注2:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約 4 万人（※）の個人を特定したところ。これに加え、平成 27 年 4 月以降、その他の地域（興南、大連、樺太等）についても照合調査を行い、約 1 千人（※）の個人を特定している。

（※令和元年 12 月末現在）

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一日でも早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

また、厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表している。

各都道府県におかれでは関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に御協力頂いているが、御遺族の高齢化を踏まえ引き続き速やかな御対応をお願いしたい。

さらに、厚生労働省では個人を特定できたものの、御遺族の所在が不明のため関係御遺族へのお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省 HP に公表していますので、当該名簿の周知についてもご協力をお願いしたい。

なお、平成 23 年 8 月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨収集事業等を進めていくことにしている。

＜照合調査による個人の特定状況＞

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注）	約 4 万人

（注）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計
この他にシベリア・モンゴル地域以外で約 1 千人の個人を特定

5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

(1) 地域社会での支援の実施等

中国残留邦人等の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、以下の点についてご協力をお願いしたい。

① 中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備【中国帰国者支援・交流センターで実施】

平成 29 年度より、全国 7 カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている。

語りかけボランティアの訪問については、今年度より当該センター遠隔地域にサブ（介護支援）コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、平成 30 年 4 月 25 日付け中国残留邦人等支援室長通知に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

○ 自立支援通訳による支援の充実

中国残留邦人等の高齢化により、医療や介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がこれらを受ける際に不便が生じないよう自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

○ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成 28 年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できるとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成 20 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 27 日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け国住備第 143 号 住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて通知）
- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」（平成 25 年 6 月 27 日付け国住備第 57 号 住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知）

② 支援・相談員の配置

支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村（特別区を含む）に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和 2 年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

（支援・相談員配置基準）

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安（年間）
1 世帯	1 人	非常勤 7 日
2 世帯以上 4 世帯以下	1 人	非常勤 21 日
5 世帯以上 9 世帯以下	1 人	非常勤 49 日
10 世帯以上 19 世帯以下	1 人	非常勤 105 日
20 世帯以上 29 世帯以下	1 人	非常勤 175 日
30 世帯以上 59 世帯以下	1 人	常勤
60 世帯以上 89 世帯以下	2 人	〃
90 世帯以上 119 世帯以下	3 人	〃
120 世帯以上 149 世帯以下	4 人	〃
150 世帯以上 179 世帯以下	5 人	〃
180 世帯以上	6 人	〃

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能（要協議）。

③ 次世代継承事業

ア 普及啓発事業

地域の方々から中国残留邦人等に対する支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業（地域住民に対する広報活動事業）を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等の開催いただきたい。

また、各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成 28 年度から 3 ヶ年計画で実施し、収録した 60 名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開（YouTube 内の MHLWchannel で公開中）。“中国残留邦人

等” “証言映像”で検索されたい。）するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

戦後70余年が経過し、中国残留邦人等が高齢となる中、中国残留邦人等自らが自身の体験を語ることが難しくなっていることから、中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。令和元年度に1期生の研修が修了し、「戦後世代の語り部」として講話活動の実施が可能であることから、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流事業や平和学習の機会等に広く活用いただきたい（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する。派遣にあたっては、首都圏中国帰国者支援・交流センターまで連絡をお願いする。）。

【参考】「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業の概要

- ・研修予定 1年目：当時の体験や労苦の聞き取り、語り部に必要な基礎的知識、話法技術等の習得

2～3年目：語り部講話原稿の作成、講話演習、実習等による実践的な研修

- ・「戦後世代の語り部」としての活動

研修修了後は、「戦後世代の語り部」として委嘱を受け、首都圏中国帰国者支援・交流センターでの定期講話会の実施の他、普及啓発事業、交流事業、小中高等学校等での平和学習の機会等での派遣講話活動を行う。

④ 中国残留邦人等二世の就労支援

ア 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況も見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

イ 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、「二世の就労に資する日本語教室」を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。

ウ 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部（局）長あて通知）
- 「特定求職者雇用開発助成金」
ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成

を行う。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

平成 20 年 4 月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給を実施している。

さらに、平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給（満額の老齢基礎年金の 3 分の 2 相当額を支給）している。

支援給付制度は、制度開始から 10 年を超え、対象となる支援給付受給者の高齢化も進んでいることから、引き続き、6 月の支援給付の収入申告時や家庭訪問の際には、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」、「後発医薬品のしおり」などを活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、必要な届出、後発医薬品使用の原則等について、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

また、配偶者支援金についても引き続き申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対する申請の案内及び指導にご尽力願い、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者がいる世帯に対し、毎年 6 月の支援給付の収入申告時や家庭訪問の際に、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 支援給付等施行事務監査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

令和 2 年度も、支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4 年に 1 度の割合で行うことになっている。引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、令和 2 年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年 4 月中にお知らせする予定としている。

(予算概要)

令和2年度援護関係予算案の主要事項

	【元年度予算】	【2年度予算案】
援護関係予算総額	22,122百万円	→ 21,700百万円
1 援護年金	7,251百万円	→ 6,020百万円
	(受給人員 4,201人 → 3,500人)	
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給	537百万円	→ 1,069百万円
支給事務経費の増（支給対象件数 約85万人）		
3 遺骨収集事業等の推進	2,361百万円	→ 3,004百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・滑走路地区の面的調査等	1,359百万円	→ 1,361百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 ア 現地調査及び埋葬地調査 ・派遣班数増加に伴う増	755百万円	→ 1,072百万円
イ 遺骨収集 ・派遣体制の強化に伴う増	302百万円	→ 427百万円
ウ 法人運営経費	127百万円	→ 130百万円
(3) 海外公文書館の資料収集	23百万円	→ 17百万円
(4) 遺骨の鑑定 ア 鑑定実施体制の充実 (ア) DNA鑑定に係る体制の充実 新 戦没者遺骨専用のDNA鑑定機器の導入 ・DNA鑑定料の引き上げ	191百万円	→ 521百万円
(イ) 形質人類学的鑑定に係る体制の充実	183百万円	→ 353百万円
イ 戦没者遺骨に関する研究の推進 新 次世代シークエンサによるSNP分析に係る研究委託 新 形質人類学的鑑定に係る研究委託 新 DNA鑑定に係る研究委託 ・安定同位体比分析に係る研究	148百万円	→ 313百万円
(5) 遺骨・遺留品の伝達	33百万円	→ 33百万円

4 戦没者慰霊事業等	<u>586百万円</u>	→	<u>595百万円</u>
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	151百万円	→	163百万円
国費負担参列遺族の増員（各都道府県 55名→60名）			
(2) 慰霊巡拝等	435百万円	→	433百万円
ア 慰霊巡拝	100百万円	→	98百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	54百万円	→	54百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	22百万円	→	22百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	10百万円	→	10百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	12百万円	→	12百万円
エ 慰霊友好親善事業	259百万円	→	259百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	<u>664百万円</u>	→	<u>753百万円</u>
(1) 昭和館	480百万円	→	576百万円
ア 昭和館の運営に係る経費	480百万円	→	470百万円
イ ^(新) 昭和館設備の特別修繕に係る経費	0百万円	→	106百万円
(2) しょうけい館	184百万円	→	177百万円
6 中国残留邦人等の援護等	<u>10,422百万円</u>	→	<u>9,986百万円</u>
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	10,251百万円	→	9,816百万円
ア 支援給付の実施等	10,217百万円	→	9,777百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	34百万円	→	39百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	122百万円	→	110百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	48百万円	→	60百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

(参考資料)

1 令和2年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 12,923,803	千円 12,977,547	千円 53,744	
(項) 厚生労働本省共通費	2,311	2,279	▲ 32	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,311	2,279	▲ 32	
(項) 遺族及留守家族等援護費	8,665,981	8,029,202	▲ 636,779	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	8,665,981	8,029,202	▲ 636,779	
援護審査会経費	921	921	0	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	7,348,901	6,114,953	▲ 1,233,948	援護年金等の支給 7,251百万円 → 6,020百万円
戦傷病者特別援護経費	277,100	242,480	▲ 34,620	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しょうけい館の運営費 184百万円 → 177百万円
				2 医療費の支給 61百万円 → 38百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,700円 → 30,700円 ・葬祭費 単価 209,000円 → 209,000円
未帰還者留守家族等援護経費	11,336	12,331	995	葬祭料 単価 209,000円 → 209,000円
未帰還者に関する特別措置経費	413	414	1	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	537,060	1,069,269	532,209	
昭和館等に係る経費	490,250	588,834	98,584	昭和館運営費 480百万円 → 470百万円
(項) 戦没者慰靈事業費	2,983,586	3,637,196	653,610	
戦没者遺骨収集事業等に必要な経費	0	3,001,169	3,001,169	
戦没者遺骨収集事業等の実施に必要な経費	0	3,001,169	3,001,169	
				1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューキニア ③ヒスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑯ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰サハリン地方 ⑱アルタイ地方 ⑲ブリヤート共和国 ⑳カサフスタン)
				2 遺骨・遺留品の伝達
				3 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者遺骨収集事業等の推進に必要な経費	2,983,586	636,027	▲ 2,347,559	
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	479,640	480,574	934	1 全国戦没者追悼式挙行経費 151百万円 → 163百万円
				2 戦没者遺児による慰靈友好親善事業 259百万円 → 259百万円
				3 国内・海外民間建立慰靈碑の移設等 22百万円 → 22百万円
戦没者遺骨処理等諸費	2,503,946	155,453	▲ 2,348,493	
				1 慰靈巡拝 ①フィリピン ②東部ニューキニア ③ヒスマーク・ソロモン諸島 ④トラック諸島 ⑤インドネシア ⑥ミンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域等(⑯ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑪イルカツク州・ブリヤート共和国 ⑳カサフスタン)
				2 慰靈碑の補修等
				3 遺骨・遺留品の伝達

事項	令和元年度 予算額	令和2年度 予算案	対前年度 増減額	備考
(項目) 中国残留邦人等支援事業費	1,053,361	1,092,429	39,068	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,053,361	1,092,429	39,068	
中国残留邦人等に対する生活支援	484,359	500,766	16,407	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 75百万円 → 76百万円
定着自立援護	387,681	390,987	3,306	
帰国受入援護	118,805	134,066	15,261	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 6人 → 2世帯 6人
身元調査等	28,113	27,901	▲ 212	・一時帰国見込世帯人員 63世帯122人 → 57世帯113人
介護に係る環境整備	34,403	38,709	4,306	・訪中調査対象孤児数 4人 → 2人
(項目) 恩給進達等実施費	218,564	216,441	▲ 2,123	・訪日調査対象者数 1人 → 1人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	218,564	216,441	▲ 2,123	
資料整備諸費	170,521	170,248	▲ 273	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,765	1,766	1	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	46,278	44,427	▲ 1,851	

社会・援護局(社会)計上分	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	
(項目)生活保護等対策費	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	
中国残留邦人生活支援給付金	8,961,948	8,482,015	▲ 479,933	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	235,866	241,306	5,440	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事項	令和元年度 予算額	令和2年度 予算案	対前年度 増減額	備考
援護関係合計	22,121,617	21,700,868	▲ 420,749	
社会・援護局(援護)計上分	12,923,803	12,977,547	53,744	
社会・援護局(社会)計上分	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	

(参考) 令和2年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 976,164	千円 1,562,135	千円 585,971	
(項) 遺族及留守家族等援護費	462,320	1,031,637	569,317	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	457,456	1,026,766	569,310	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	70,643	69,705	▲ 938	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	12,605	8,737	▲ 3,868	1 留守家族等援護 2 未帰還者特別措置 3 戦傷病者特別援護 113千円 78千円 8,546千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	374,208	948,324	574,116	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,871	7 沖縄県	
(項) 戦没者慰靈事業費	40,207	40,615	408	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,588	2,944	356	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,588	2,944	356	
(目) 遺骨収集等委託費	25,583	0	▲ 25,583	沖縄県、予算科目的変更に伴う(目)名の変更
(目) 戦没者遺骨収集事業等委託費	0	26,159	26,159	沖縄県、予算科目の変更に伴う(目)名の変更
(目) 遺骨収集等派遣費補助金	12,036	11,512	▲ 524	・国内民間建立慰靈碑の移設等 11,512千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	437,731	452,665	14,934	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	437,731	452,665	14,934	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	437,519	452,453	14,934	「支援・相談員」の配置 404,074千円
(項) 恩給進達等実施費	35,906	37,218	1,312	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	35,906	37,218	1,312	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	6,122	6,335	213	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,784	30,883	1,099	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 29,170千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	
(項) 生活保護等対策費	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	
(目) 生活扶助費等負担金	4,042,328	3,963,956	▲ 78,372	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	3,806,462	3,722,650	▲ 83,812	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	235,866	241,306	5,440	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,939,104	4,535,212		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,939,104	4,535,212		
(目) 介護扶助費等負担金	216,382	224,153		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	216,382	224,153		
(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,173,978	10,285,456	111,478	
社会・援護局(援護)計上分	976,164	1,562,135	585,971	
社会・援護局(社会)計上分	9,197,814	8,723,321	▲ 474,493	

2 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

令和2年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

(1) 障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、 ○戦傷病者：193,200円		27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円 ～961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円 ～743,000円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖父母）（※） 【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人 【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	21万円
第3項症～ 第6項症			—
第1款症～ 第5款症			—

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

(2) 遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円／人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円／人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数	3,880 人 (令和元年 11月末)
① 障害年金	749 人
② 遺族年金、遺族給与金	3,131 人
(2) 各種特別給付金等	(令和元年 11月末)
① 第二十七回特別給付金 (200 万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の妻に対する特別給付金)	46,527 件
② 第二十八回特別給付金 (50 万円～7.5 万円) 国債発行請求件数 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	2,802 件
③ 第二十六回特別給付金 (100 万円) 国債発行請求件数 (戦没者の父母等に対する特別給付金)	28 件
※平成30年度の給付は、受給者高齢化、対象者少數(3名)となつたため予算措置による現金給付を実施。	
④ 第十回特別弔慰金 (25 万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)	950,683 件

4 昭和館・しょうけい館について

昭和館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（平成11年3月）。
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施。
- ・春夏に特別企画展を開催。

・戦後労苦を語り継ぐ「戦後世代の語り部の育成（研修）」を実施。令和元年度からは、研修修了者を語り部として委嘱する「戦後世代の語り部活動」を実施。



- ・昭和館HP <http://www.showakan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅4番出口から徒歩1分

しょうけい館

- ・戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（平成18年3月）。
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施。
- ・春夏に企画展を開催。
- ・戦中・戦後の労苦を語り継ぐ「戦後世代の語り部の育成（研修）」を実施。令和元年度からは、研修修了者を語り部として委嘱する「戦後世代の語り部活動」を実施。



- ・しょうけい館HP <http://www.shokeikan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅6番出口から徒歩1分

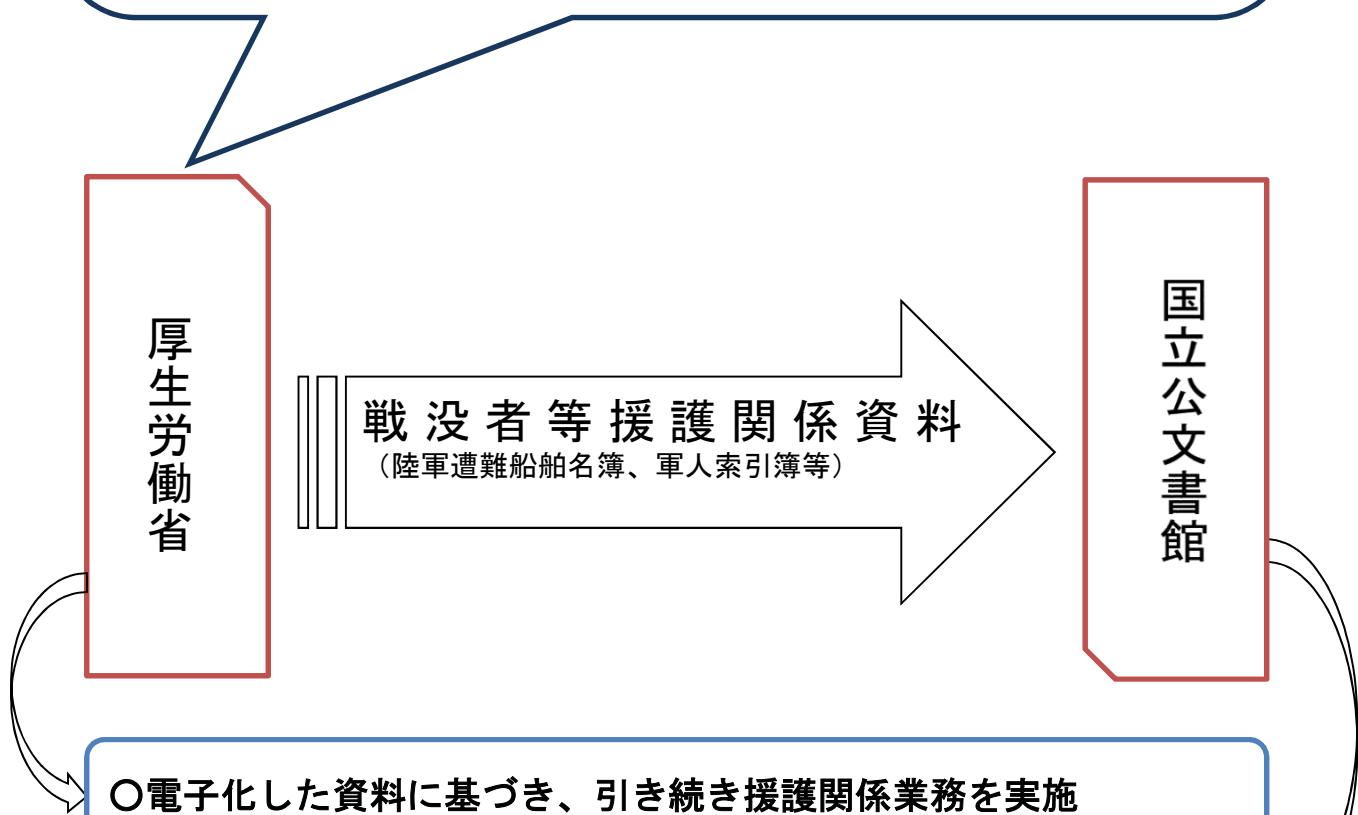
3館連携の取組

- ・戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う、昭和館・しょうけい館、平和祈念展示資料館（総務省委託）が連携し、戦争・戦後の労苦を次世代に伝えていくための3館連携企画展等を実施。
- ・令和2年度は3館連携による「地方企画展の開催」や「夏休み3館めぐりスタンプラリー」の実施を予定している。

5 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

- 旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。
- これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。
- 平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。



- 電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

- 移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存
- 利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

6 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

(1) 補助事業の概要

民間団体等が建立した戦没者慰霊碑の維持管理については建立者等が自ら行うこと が基本であるが、時間の経過によって建立者等が不明となるなどし、維持管理が困難 となっているものもある。

このため、平成 28 年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、管 理状況が不良の慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定 の補助（1／2（上限 50 万円））を行っている。

(2) 補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明であって、管理状況が不良（倒壊の危険など があり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑を基本とするが、令和元 年度より新たに、建立者等が高齢化し事実上管理できない場合も補助対象となるよう 対象を拡大した。

（参考）慰霊碑の移設等の考え方

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施 主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行 う。

- ①移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ②埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

7 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆議院・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
※ 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から令和6年度(平成36年度)までの間を戦没者の遺骨収集の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度(平成36年度)までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体】(13団体※)※平成31年3月末時点

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰靈団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊ベリリュー島慰靈会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

琉黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住琉黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会
(公社)隊友会

【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】
・平成28年4月1日

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進にかかる施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

- 集中実施期間**
 - 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。
- 関係行政機関との連携協力**
 - 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
(※) 外務省：関係国との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等
- 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施**
 - 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
(※) 実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、國際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
 - 情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。
- 戦没者の遺骨の鑑定等**
 - 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。
- 実施状況の公表**
 - 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<p><u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u></p> <p>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</p>
硫黄島	<p><u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u></p>

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニュー ギニア、ビスマーケーク・ ソロモン諸島 等	<p><u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u></p>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<p><u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u></p>
樺太・千島(北樺太を除く)	<p><u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u></p>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。